

請 願 （ 陳 情 ） に つ い て

請願・陳情は、市民の皆様の声を組合運営に反映させる手段の一つです。

請願は、組合議会議員1名以上の紹介があるものをいい、紹介組合議会議員のないものは陳情となります。

請願が、年2回開催される組合議会定例会で審議されるのに対し、陳情は、組合議会定例会への報告だけになります。しかし、陳情は、組合議会議長が受け付けしたのちに随時、組合議会議員に配布されますので、提出者の願意を速やかに組合議会議員に伝えることができます。

1. 提出にあたって（請願・陳情）

①書式（様式）等について

- ・様式に特に決まりはありませんが、6ページの様式例を参考に、できるだけA4判縦またはA3判横の用紙で、横書きをお願いします。
- ・必要記載事項は日本語で、あて先（浅川清流環境組合議会議員長〇〇〇〇）、件名、請願（陳情）者の住所、氏名（署名または記名押印）、電話番号、請願（陳情）の要旨、請願（陳情）事項、請願の場合は紹介組合議会議員の署名または記名押印です。氏名には、「〇〇〇会長」などの肩書きを入れることもできます。
- ・氏名を自署しない場合（パソコンで作成した場合など）は押印が必要です。
- ・件名は、簡潔に表したもので、できるだけ「〇〇〇〇に関する請願（陳情）」としてください。
- ・請願（陳情）に添付された図面や資料については、組合議会議員には配付されませんが、次ページ④に記載の請願主旨説明を行う場合に限り、請願者の負担により組合議会議員に配布することができます。

②署名簿について

- ・複数で提出されるときは、代表者1名を決め、その方が請願（陳情）代表者となっていただきます。署名簿は請願（陳情）代表者の住所、氏名、請願（陳情）の要旨、請願（陳情）事項が同一の用紙に収まるような形で作成してください。（6ページ、様式例を参照）署名簿だけを別紙にしたり、署名簿だけを切り取るようなことはしないでください。
- ・署名者が複数の場合は、署名者の構成市内（日野市、国分寺市、小金井市）・構成市外の数の内訳がわかるように人数の記入にご協力ください。（署名簿を

構成市内外に分ける必要はありません)

- ・提出された請願の追加署名は、組合議会定例会の14日前の午後5時まで受け付けますが、当初提出された請願と同じものであることがわかるような表紙(6ページ、様式例を参照)を付けて、一緒に提出してください。

③請願(陳情)の受け付けについて

- ・請願(陳情)は郵送では受け付けしておりません。必ずご本人か代理の方が組合事務局までお持ちください。
- ・受け付けした請願(陳情)及び署名簿は、原則としてお返ししません。
- ・請願の受け付けは、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)まで行っておりますが、組合議会定例会の14日前の午後5時を過ぎて受け付けたものについては、その直近の組合議会定例会では審議されません。直近の組合議会定例会での審議を希望される場合は、あらかじめ組合議会議員と相談の上、時間に余裕をもって提出してください。組合議会定例会開催日については組合事務局までお問合せください。
- ・紹介組合議会議員が複数ある場合は、請願代表者の方で、紹介組合議会議員と相談の上、筆頭紹介組合議会議員を決めてください。なお、組合議会議長は、紹介議員になることができません。

④請願主旨説明申出書について

- ・希望により請願者は、組合議会定例会において、提出した請願の主旨を説明することができますが、説明を行わない場合も確認のため、申出書に必要事項を記入の上、請願と併せて提出してください。また、提出後の記載事項の変更(説明者の変更など)はできませんので、ご注意ください。

⑤国・東京都・構成市(日野市、国分寺市、小金井市)に対する要望について

- ・国会、都議会及び各市議会に請願(陳情)を提出してください。

2-1. 組合議会定例会では(請願)

- ・受け付けした請願は、受付番号、受付年月日を付けて、浅川清流環境組合議会の様式に合わせた文書表を作成します。また、請願に署名簿が添付されている場合は、署名者の総数と構成市(日野市、国分寺市、小金井市)内外の内訳も文書表に記載されます。なお、文書表の作成に当たり、請願の趣旨を逸脱しない範囲で誤字、脱字等の訂正や、文章の要約などを行わせていただくことがあります。

- ・提出された請願は、組合議会定例会で組合議会議員、執行機関、傍聴者に配付されるほか、「請願・陳情集」として、組合事務局において一般にも公開されます。

2-2. 主旨説明について（請願）

- ・請願者は、請願主旨説明申出書（7ページ参照）により、希望すれば提出した請願の主旨について、説明や内容質疑をすることができます。
- ・主旨説明ができる方は、請願者本人又は代理の方1名に限られます。また、補助員として2名まで入室することができます（補助員は発言できません）。
- ・主旨説明は、請願が上程された組合議会定例会において、3分以内で行うことができます。
- ・主旨説明ののち、組合議会議員より請願主旨に対する質疑が行われる場合があります。主旨説明を行う方は、希望すれば質疑に回答することができますが、主旨説明を行う方から、組合議会議員に対する質疑はできません。
- ・主旨説明を行う方に限り、「調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例」に基づく日当1,000円が支給されますので、受領に当たり主旨説明の当日は、必ず印鑑を持参してください。
- ・主旨説明の当日は、組合議会定例会開会の30分前までに組合事務局が指定する場所へお越しください。なお、議案・請願の審議の順番により、説明時間まで待機していただくことがあります。

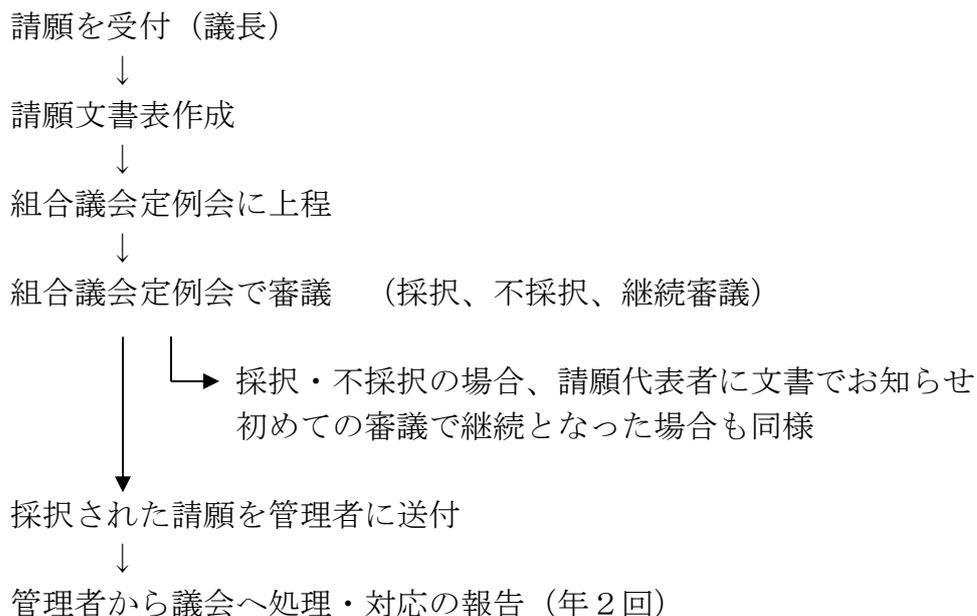
2-3. 請願審議の傍聴について（請願）

- ・組合議会定例会の傍聴は誰でもできますが、会場が狭いため、人数に限りがあります。多人数で傍聴を希望される方は、あらかじめ組合事務局にご相談ください。
- ・組合議会定例会は、原則として午前10時から開かれ、議案審議、新規の請願審議、継続の請願審議の順で進められます。また、組合議会定例会によっては審議の前段として、現地調査をする場合もありますので、傍聴を希望される請願の審議が何時頃に始まるか、というようなご質問にはお答えできません。

2-4. 審議の結果は（請願）

- ・ 1回目の審議が終了後、「採択」「不採択」「継続」の結果を請願代表者に文書でお知らせします。継続審議となった場合は、「採択」「不採択」の結論が出たときに再度お知らせいたします（再度「継続」となった場合は連絡いたしません）。

2-5. 受付からの流れ（請願）

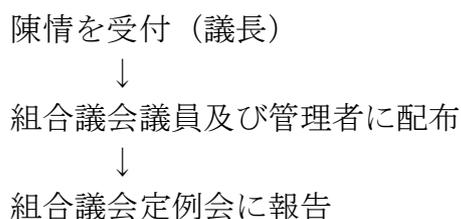


2-6. 採択と執行機関の関係（請願）

組合議会において採択された請願は、管理者に送付されます。請願内容の願意に沿った措置がとられるかどうかは執行機関の判断にゆだねられていますが、組合議会としての意思決定ですので、執行機関としても極力結果に沿う検討と努力がなされます。

なお、採択に伴う執行機関の対応は、毎年2回の組合議会定例会で報告されます。

3. 受付からの流れ（陳情）



- ・提出された陳情は、「請願・陳情集」として、組合事務局において一般にも公開されます。

4. 個人情報の取り扱い（請願・陳情）

- ・主旨説明を行う方の氏名と発言は、組合議会定例会終了後に作成される会議録（組合ホームページを含む）に掲載されます。
- ・提出された請願に記載の個人情報は、組合議会における審議に用いるほか、請願内容等についての問い合わせに使用することがあります。
- ・提出された陳情に記載の個人情報は、陳情内容等についての問い合わせに使用することがあります。
- ・提出された請願（陳情）に添付された署名簿は、組合議会議員が組合議会における審議に用いる場合に組合議会議長の許可を得て、閲覧することがあります。一般の方の閲覧や、写しをとることはできません。

5. ご不明な点は

浅川清流環境組合 総務課 総務係 電話 042-589-0555

年 月 日

浅川清流環境組合議会議長

〇〇〇〇 あて

請願代表者

住所

ふりがな

氏名

連絡先 自宅

携帯

請 願 主 旨 説 明 申 出 書

提出いたしました請願事項に対する主旨説明を（ 希望します 希望しません ）。

また、主旨内容質疑を受けることを（ 了承します 了承しません ）。

なお、主旨説明を行う場合は、下記発言者の氏名を会議録へ掲載することを承諾します。

1. 請願名 【請願第 一 号】

--

2. 組合議会定例会当日発言をする者の氏名等（上記請願代表者の場合は記載不要）

住所	
ふりがな	
氏名	
連絡先（住所）	
自宅電話	
携帯電話	

※）請願代表者の方は、下記の注意事項の説明を組合職員より受け、内容をご了承の上、本申請書の提出をお願いいたします。

①本書の取り下げは書面により行うことができるが、記載内容の変更はできないことの説明を受けた。

②会議録（組合ホームページを含む。）へ主旨説明を行った者（上記2に記載の者）の氏名及び発言が掲載されることの説明を受けた。

③主旨説明は約3分間、その後の質疑の方法について説明を受けた。

④主旨説明を行った者（上記2に記載の者）に対し組合議会定例会当日に費用弁償を行うので、これを受領する（主旨説明終了後に行う。上記2に記載の者の印鑑を持参する。）ことの説明を受けた。

⑤主旨説明の補助者を同行する時は、2人以内とするものの説明を受けた。（補助者は発言できない。費用弁償は行わない。）

⑥主旨説明を行った者（上記2に記載の者）が、同一日の組合議会定例会にて発言を行う場合は、重複して費用弁償を行わないことの説明を受けた。

請願主旨説明申出書（様式例）